

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月にB会社に採用され、平成〇年〇月よりC会社（以下「会社」という。）に出向し、D部長としてE会社の業務処理を事務代行するためのシステム環境構築の業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日に行われた顧客との新年会の場で胸の痛みを訴え、救急搬送され「重症肺炎、左膿胸」と診断され療養をしたところ、同年〇月〇日治ゆした。被災者は、同月〇日、職場復帰したが、同年〇月〇日の朝、前夜就寝したまま死亡が確認され、死因は冠状動脈硬化症を原因とする「虚血性心不全」であった。

請求人は、被災者の死亡は、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者に発症した傷病名は、死体検案書及びE医師の意見書より「心停止（心臓性突然死を含む）」（以下「本件疾病」という。）と認められるところであり、当審査会としても妥当なものと判断する。

ところで、脳血管疾患及び虚血性心疾患（負傷に起因するものを除く。）の業務上外の認定に当たっては、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(2) 被災者は、発症直前から前日までの間において、発生状態を時間的及び場所的に明確にし得る異常な出来事に遭遇したことはなく、発症前1週間において、休日は2日確保されており、時間外労働時間数は1時間40分、総労働時間は41時間40分であり、特に長時間労働は認められない。なお、本件疾病発症前おおむね6か月間の時間外労働時間数は、発症前4か月の5時間33分が最大であり80時間にははるかに及ばない。

なお、請求人は被災者の早出の事実を述べ、長時間労働及び業務の過重性を主張するが、発症前6か月間の時間外労働時間数の算定の際の始業時間については、被災者自身が記入作成した「時間外勤務届」とおおむね合致しており、早出の時間も考慮した上での結果であると判断する。したがって、当審査会も

身体的、精神的に負荷が大きかったとは認められないとの監督署長の判断は妥当であると認める。

また、発症日に関連して、請求人は本件疾病の前駆症状の存在を主張するが、G医師は意見書において、明確に「前駆症状等は確認されていない」と述べており、平成〇年〇月〇日を本件疾病の発症日と認めることは妥当であると判断する。

(3) また、平成〇年〇月〇日付けのF医師作成の意見書によれば、同病院にて療養した「重症肺炎、左膿胸」と死亡との相関について「相関はなかったと判断している」と述べている。また、G医師作成の意見書においても「冠状動脈硬化症を基盤として心停止に至ったものと推察するのが妥当である」としており、更に「重症肺炎、左膿胸」が誘因となって死亡したと考えるのは難しいと述べている。

以上のことから、被災者に発症した本件疾病は、業務上の事由によるとは認められない。

3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は、業務上の事由によるものと認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。